

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例 Q & A

このページでは、条例説明会（平成15年12月から平成16年1月にかけて県内6方部において実施）であった質疑のうち、主なものを整理し、その後の規則制定を踏まえ作成したものです。参考にしてください。

<条例制定の趣旨>

Q 1 この条例はどのような趣旨で制定されたのですか？

A 1 県内では、首都圏などからの廃棄物が不法投棄されたり不適正に処理されるといった事案が後を絶たず、年々悪質巧妙化しています。また、小規模な産業廃棄物処理施設の維持管理や産業廃棄物処理施設の設置に対する県民の不信や不安感、搬出された汚染土壌や大量に保管されている使用済タイヤの取扱い等の問題があります。これらの諸問題を可能な限り解決し、廃棄物処理法を補う観点から、本条例を制定しました。

<条例の適用範囲>

Q 2 この条例は県内全域に適用されますか？

A 2 郡山市及びいわき市の区域（条例第45条「汚染土壌の処分方法」については福島市の区域も含む）においては適用されません。ただし、郡山市やいわき市に所在する事業者の方が、その市以外の場所で建物を解体する等産業廃棄物を排出したり、産業廃棄物指定処理施設を設置したりする場合は適用されます。

<産業廃棄物管理責任者>（条例第6条）

Q 3

- ① 産業廃棄物管理責任者に資格は必要ですか？また、何らかの届出は必要ですか？
- ② どのような役職にある者が責任者となるのが適当ですか？
- ③ 中間処理施設に設置が必要な技術管理者との関係はどのようになっていますか？

A 3

- ① 資格は不要です。また、届出も不要です。
- ② 特に役職に関する規定はありませんが、産業廃棄物の処理に関する業務を管理している方（処理業者を決定する権限を有している方等）などが適当です。
- ③ 本条例の「産業廃棄物管理責任者」は、廃棄物処理法で設置することとされている「産業廃棄物処理責任者」（法第12条第6項）と同じ性質の

もので、各事業場から排出される産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために設置していただくものです。「技術管理者」（法第21条）は、産業廃棄物処理施設の設置者が当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため置くことになっているもので、「産業廃棄物管理責任者」とは性質が異なります。

<産業廃棄物管理計画（条例第7条、規則第2条、第3条）>

Q 4

- ① 事業者が年間500t以上産廃を排出する場合に策定する「産業廃棄物管理計画」と「実施の状況」は、毎年提出しなければならないのでしょうか？
- ② 対象となる業種の指定はあるのでしょうか？
- ③ 事業者が排出する産業廃棄物の量の算出方法について、汚泥を工場内の中間処理施設で脱水する場合、廃棄物の量は脱水する前の量になるのでしょうか、それとも脱水後の量になるのでしょうか？

A 4

- ① 産業廃棄物管理計画は、廃棄物処理法第12条第7項に規定する「多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者）」が提出する「産業廃棄物処理計画」と同じように提出していただきます。計画期間については4月から翌年3月の1年間とする場合のほか、中長期的な視野に立って複数年度とすることも可能です。なお、その計画が複数年度に渡る場合、計画の提出は、計画内容が変わらない限り初年度の提出のみでよいことになります。なお、「実施状況」については年度ごとに報告してください。
- ② 業種の指定はありません。
- ③ 製品の生産工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水工程が組み込まれている場合はその脱水工程後の重量となりますが、同一敷地内に脱水施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水と捉えられる場合はその脱水前の重量となります。※具体的な作成方法等については、「多量排出事業者産業廃棄物処理計画の策定手引き」（福島県 平成13年6月）を参照してください。

<帳簿の備付け（条例第8条、規則第4条）>

Q 5 事業者が備え付けることになっている帳簿はマニフェストを綴っておくことでも可能ですか？

A 5 マニフェストとは別に帳簿を記載してください。記載方法としては、次の記載例を参考にしてください。なお、あくまでも「記載例」ですので、以下のような書式でなくとも、記載すべき事項が全て記載されていれば、既存の帳簿をそのまま利用していただいて結構です。

④ 自社の産業廃棄物の運搬と処分を委託する場合

番号	産業廃棄物の種類	運 搬						処 分					
		委託年月日	受託者			委託量	運搬先	委託年月日	受託者			委託内容	委託量
			氏名 又は 名称	住所	許可番号				氏名 又は 名称	住所	許可番号		
1	がれき類	H16.5.20	〇〇 (株)	〇〇市 〇〇町 1-3	〇〇〇〇 号	10 t	〇〇 (株)中 間処 理場	H16.5.20	〇〇(株)	〇〇市 〇〇町 1-4	〇〇 号	破 砕	10 t
2													

<産業廃棄物処理票> (条例第12条、規則第9条～第17条)

Q 6

- ① 廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）との関係はどうなりますか？
- ② 産業廃棄物処理票とは具体的にはどのようなものですか？

A 6

- ① 廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理を委託する場合はマニフェストの交付が義務付けられています。この場合には、条例の産業廃棄物処理票の対象とはなりません。
- ② 条例の施行規則第10条に定める様式第6号を参照してください。廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（通常7枚綴り）と異なり、A4の用紙1枚となります。

<県外産業廃棄物を県内で処分する場合の事前届出> (条例第14条、規則第18条)

Q 7

- ① 福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づき既に届出をしている県外産業廃棄物も、条例の届出の対象となりますか？
- ② 対象となる場合、収集運搬業者の許可証の写し等の添付書類も再度取り直さなければならないのですか？
- ③ 4月30日までに搬入をしようとする場合、予め届出することになりますが、4月1日より前に届出を受け付けていただけますか？

A 7

- ① 対象となります。

- ② 産業廃棄物処理指導要綱で求めているものと同様の添付書類が必要となります。ただし、すでに要綱上の届出をしている県外産業廃棄物のうち、平成16年4月1日現在で契約が継続しているものについては、その届出に添付した書類のコピーを添付していただいても結構です。
- ③ 4月1日以降に受け付けることとなります。ただし、それよりも前に届出の窓口となる最寄りの地方振興局に届出について相談することは可能です（3月中旬以降）。

<産業廃棄物収集運搬車両の表示>（条例第19条、規則第26条）

Q 8

- ① 表示は車両の両側面にすべきでしょうか？
- ② 表示は車両に直接書き込まなければならないのでしょうか？マグネットでも可能でしょうか？
- ③ 法人の場合、名称の表示はロゴマークでもよいでしょうか？
- ④ 表示の大きさの目安はあるのでしょうか？

A 8

- ① 原則として両側面に表示してください。
- ② 原則として直接書き込んでください。ただし、車両が一般の貨物輸送車と兼用している場合や、多くの許可を持っているため全ての許可を表示するとかえって見にくくなるような場合は、マグネット等による表示でもやむを得ませんが、事前に最寄りの地方振興局に御相談ください。
- ③ 原則として法人名を表示してください。ただし明らかにそのロゴマークが当該法人を示していると判断される場合は、ロゴマークでもやむを得ませんが、最寄りの地方振興局に御相談ください。
- ④ 文字については、一文字あたりおおむね4 cm × 4 cm、数字については一字あたりおおむね縦4 cm × 横3 cm以上で表示してください。

<維持管理情報の積極的な提供>（条例第27条）

Q 9 産廃処分業者の維持管理に関する情報の積極的な提供について、提供の頻度はどの程度で行えばよいでしょうか？

A 9 頻度についての規定はありませんが、1～2回／年程度を目安にしてください。具体的には事業者自らが判断して積極的に公表してください（水質等の自主検査をするごとに公表することが最も望ましいと考えます。）。

<埋立処分する産業廃棄物の一部保管>（条例第30条、規則第31条）

Q 10 最終処分業者が埋立物の一部を保管しなければならない期間はいつまでになりますか？

A10 最終処分場を廃止するまでになります。

＜産業廃棄物指定処理施設＞（条例第32条、附則第5項）

Q11 産業廃棄物指定処理施設について、既に設置しているものについてはどのような手続きが必要となるでしょうか？

A11 平成16年4月1日以降、産業廃棄物指定処理施設（廃棄物処理法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物を処理する施設）を設置しようとする場合（事業者が自社の産業廃棄物を処理するために事業場内に設置する場合を除く）は、施設の設置許可が必要となります。

ただし、条例施行の際（平成16年4月1日現在）すでに産業廃棄物指定処理施設を設置し、又は設置の工事を行っている方は、4月1日以降4月30日までに当該施設の設置場所を管轄している各地方振興局に届出をしてください。届出の様式等は規則の附則第2項から第4項までに規定されておりますのでそちらを参照してください。

＜汚染土壌の処分方法＞（条例第45条）

Q12 汚染土壌を搬出し、産業廃棄物最終処分場で処分する場合には、どのような伝票を使うのですか？

A12 搬出される汚染土壌が適正に処分されていることを確認するために、「搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法（平成15年環境省告示第21号）」に定める「汚染土壌管理票」を使用してください。